

15 機能訓練

病気やケガなどで障害を受けた後の機能回復訓練は極めて重要であり、障害が固定する前や障害が固定した後においても訓練を受けることによって障害が軽減され、日常生活の動作が容易となります。

1 福祉施設（障害者支援施設）等での訓練

障害者支援施設において、一貫した各種の訓練を受けることができます。

【問合先】（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147

2 視覚障害者リハビリテーション事業

中途視覚障害者を対象にリハビリ訓練などを行います。

1. 対象者	市内在住で、身体障害者手帳を所持する中途視覚障害者
2. 事業内容	個別訪問を基本として、次のような事業を行う。 ① リハビリ訓練(点字点訳指導・歩行・日常生活・パソコン習得等) ② 相談・助言 ③ 家族に対する介護指導
3. 自己負担	原則として無料
4. その他	申請後、障害状況などを調査し利用決定書を通知します。
5. 申込み・問合先	(市) 障害福祉課 ～ 東8条南13丁目1 保健福祉センター1階 ☎25-9701

3 身体障害者体力向上トレーニング事業

在宅の身体障害者の方を対象に、地域生活の支援や地域活動の促進を目的としたトレーニングを行っています。

1. 対象者	在宅の65歳以下の方で、身体障害者手帳をお持ちの方、または障害者総合支援法の対象疾病・指定難病の認定を受けている方
2. 実施場所	帯広市保健福祉センター 東8条南13丁目1
3. 実施期間	通年
4. 実施内容	トレーニングマシンを使った運動を実施します。 ※病院等で行われる医療としてのリハビリテーションとは異なります。
5. 申込み・問合先	(市) 障害福祉課 ～ 東8条南13丁目1 保健福祉センター1階 ☎25-9701